

# 第 12 回 士別市農業委員会総会議事録

令和 4 年 5 月 27 日

士別市農業委員会

## 第12回 士別市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年5月27日（金曜日）  
午後 1時30分開会  
午後 2時00分閉会

2. 開催場所 第2庁舎大会議室

### 3. 本日の会議事件

開会宣告

議事録署名委員の指名

諸般の報告

- |      |       |                       |
|------|-------|-----------------------|
| 日程第1 | 報告第1号 | 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について |
| 日程第2 | 報告第2号 | 士別市農業経営改善計画の認定について    |
| 日程第3 | 報告第3号 | 使用貸借契約の解約について         |
| 日程第4 | 報告第4号 | 賃貸借契約の解約について          |
| 日程第5 | 議案第1号 | 土地の現況証明書の交付について       |
| 日程第6 | 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について  |
| 日程第7 | 議案第3号 | 農用地利用集積計画の決定について      |

---

### 出席委員（19名）

- |     |       |     |        |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番  | 上野浩二君 | 2番  | 湯浅悦子君  |
| 4番  | 松井薫君  | 5番  | 古川昇君   |
| 8番  | 鈴木淳一君 | 9番  | 寺崎徳仁君  |
| 11番 | 工藤修一君 | 12番 | 岡崎京子君  |
| 13番 | 本間一明君 | 14番 | 柳眞由美君  |
| 15番 | 梅津宣保君 | 17番 | 沼舘初男君  |
| 18番 | 鈴木茂樹君 | 19番 | 佐久間弘美君 |
| 20番 | 渡辺亨君  | 21番 | 村上幸博君  |
| 22番 | 栗本勝君  | 25番 | 小野寺悦子君 |
| 27番 | 保科隆志君 |     |        |

---

### 出席説明員（4名）

- |      |       |
|------|-------|
| 事務局長 | 林秀忠君  |
| 主査   | 小林泉君  |
| 主事   | 古閑俊祐君 |
| 事務員  | 佐々木濤君 |
-

#### 4. 会議の概要

(午後 1時30分 開会)

##### ●議長（保科隆志君）

第12回農業委員会総会を招集しましたところ、ただ今の出席委員は19名であります。定足数を超えておりますので、総会は成立いたしました。直ちに会議を開きます。

本総会の議事録署名委員には、23番 栗本勝委員、25番 小野寺悦子委員を指名いたします。ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

##### ○事務局長（林 秀忠君） ご報告申し上げます。

初めに、委員の欠席についてであります。「森野委員」「山下委員」「木下委員」「中山委員」「遠藤委員」「中澤委員」「鈴木庄一郎委員」「新田委員」から欠席の届出がありました。

次に、本日の議事日程につきましては、印刷の上、お手元に配布のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

---

##### ●議長（保科隆志君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、報告第1号 利用権設定等促進事業に係る嘱託登記について、事務局より内容の説明をいたします。

##### ○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第21条の規定により、嘱託登記を完了したので報告いたします。

番号1番、権利者、●●●●、義務者、●●●●外3件について、嘱託登記を完了いたしました。以上で報告を終わります。

##### ●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

##### ●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第1号は終了いたします。

---

##### ●議長（保科隆志君） 次に、日程第2、報告第2号 士別市農業経営改善計画の認定について事務局より内容の説明をいたします。

##### ○事務局（佐々木滯君） 農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定に基づき、農業経営改善計画の認定通知がありましたので、報告いたします。

番号1番、●●●●外1件の新規認定、4件の変更認定、1件の認定取消の通知がありました。

なお、累計は、先月比 1件減の 448件 となっております。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第2号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に日程第3、報告第3号、使用貸借契約の解約について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（佐々木滯君） 使用貸借契約 解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外1件について、使用貸借契約の解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第3号は終了いたします。

---

●議長（保科隆志君） 次に、日程第4、報告第4号 貸借契約の解約について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 農地法第18条第6項の規定により、貸借契約の解約の通知がありましたので報告いたします。

番号1番、貸人、●●●●、借人、●●●●外3件より解約の通知がありました。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、報告第4号は終了いたします。

●議長（保科隆志君） 次に、日程第5、議案第1号 土地の現況証明書の交付について事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（小林 泉君） 農地法関係事務処理要領の規定に基づき、土地の現況証明願いがありましたので、証明書交付の可否についてご審議願います。

番号1番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外9筆、地目、公簿、田・畑、現況、原野、面積 あわせて 47,588 m<sup>2</sup>、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号2番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、武徳町46線東、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積 299 m<sup>2</sup>、証明の必要理由、地目変更登記。本来、転用案件であります。が、土別市農業委員会の「特別な事情がある場合の現況証明の取り扱いについて」により、非農地になってから15年以上が経過しているため、現況証明をするものであります。

番号3番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、中土別町5線東、地番、●●●●、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積 367 m<sup>2</sup>、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号4番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、下土別町44線東、地番、●●●●●、地目、公簿、畑、現況、雑種地、面積 1,243 m<sup>2</sup>、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

番号5番、土地の所有者及び申請者、●●●●、所在、東2条15丁目、地番、●●●●、地目、公簿、田、現況、宅地、面積 358 m<sup>2</sup>、証明の必要理由、地目変更登記及び所有権移転登記。本申請地につきましては、農家台帳ですでに非農地登録されており、現在も非農地となっている土地であります。

なお、現地確認につきましては、番号1番は5月9日に、番号2番～4番は5月10日に、番号5番は5月13日に、いずれも各担当地区農業委員3名又は4名により実施をしています。

以上で報告を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第6、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より内容の説明をいたします。

- 事務局（佐々木滯君） 農地法第3条の規定により、許可申請のあった農地等の権利設定許可の可否について、同条第2項に基づきご審議願います。

番号1番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町三栄・茂志利・岩尾内、地番、2654-2●●●●外50筆、地目、畑、面積439,733.91㎡、契約の内容は贈与であり、譲り受けて経営規模拡大を図るため借り受けるものであります。

番号2番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外18筆、地目、田・畑、面積44,979.44㎡、契約の内容は売買であり、買い受け手けて経営規模の拡大を図るためのものであります。

番号3番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町32・33・36・38・39・40線東、下士別町44・45線東、武徳町40・41・42・44・45・46線東、地番、●●●●外159筆、地目、田・畑、面積1,588,159㎡、契約の内容は賃貸借であり、借り受けて経営基盤の安定を図るものであります。

以上の案件につきましては、農地法第3条第2項に定める不許可事案にはあたらず、許可要件のすべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

- 議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 次に、日程第7、議案第3号 農用地利用集積計画の決定について、事務局より内容の説明をいたします。

○事務局（古閑俊祐君） 説明の前に、議案に変更がありますので訂正をお願いします。番号 21 番について削除をお願いします。

農業経営基盤強化促進法 第 18 条の規定に基づき士別市より提出のあった、農用地利用集積計画の内容についてご審議願います。

”番号 1 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(45・46 線東)、地番、●●●●外 6 筆、地目、田・畑、面積 48,697 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 2 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、下士別町(41 線東)、地番、●●●●外 7 筆、地目、田・畑、面積 45,545 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 3 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(46 線東)、地番、●●●●外 7 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 30,944 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円、用悪水路●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 4 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(46 線東)、地番、●●●●外 2 筆、地目、田・畑、面積 9,431 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 5 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(46 線東)、地番、●●●●外 3 筆、地目、田、面積 47,518 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 6 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(45 線東)、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 40,199 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 7 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、武徳町(44 線東)、地番、●●●●外 1 筆、地目、田・畑、面積 42,998 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 8 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(10 線西)、地番、●●●●外 1 筆、地目、田、面積 21,777 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●●●円で●●●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 9 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(4 線東)、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 1,987.26 m<sup>2</sup>、対価、反当り、畑●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 10 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6 線東)、地番、●●●●、地目、宅地、面積 1,581.66 m<sup>2</sup>、対価、反当りで●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 11 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6・7 線西)、地番、●●●●外 7 筆、地目、田・畑、面積 36,442 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●●●円、畑●●●●円で●●●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 12 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、中士別町(6 線西)、地番、●●●●

外 4 筆、地目、田、面積 24,870 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 13 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(18 線南)、地番、●●●●●、地目、田、面積 7,348 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 14 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(36 線西)、地番、●●●●●外 16 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 151,322.73 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 15 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、多寄町(33・34 線西、34 線東)、地番、●●●●●外 28 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 371,630 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、農地売買等事業により買い受けるためであります。

番号 16 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●●外 8 筆、地目、田・畑、面積 61,237 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 17 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●●外 1 筆、地目、田、面積 44,260 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 18 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、上士別町(29 線南)、地番、●●●●●外 2 筆、地目、田、面積 19,800 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円で●●円、理由については、近隣地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 19 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●●外 16 筆、地目、田・畑、面積 49,675.52 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借入地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 20 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町中央、地番、●●●●●外 5 筆、地目、田・畑、面積 63,396 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、賃貸地を買い受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 22 番、渡人、●●●●、受人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●●外 7 筆、地目、田・畑、面積 48,805 m<sup>2</sup>、対価、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を買い受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 23 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、下士別町(45 線西)、地番、●●●●●外 4 筆、地目、田・畑、面積 28,899.75 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 24 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(46・47 線東)、地番、●●●●●外 24 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 126,712 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円、用悪水路●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 25 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、武徳町(45 線東)、地番、●●●●●



外 1 筆、地目、田、面積 50,939 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 26 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、川西町、地番、●●●●外 3 筆、地目、畑、面積 45,442 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 27 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(6 線西)、地番、●●●●外 3 筆、地目、田・畑、面積 26,232 m<sup>2</sup>、賃貸料、公社買入価格●●円の 2%で●●円、理由については、農地売買等事業により借り受けるためであります。

番号 28 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(6 線東)、地番、●●●●外 7 筆、地目、田、面積 62,922 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 29 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(6 線東)、地番、●●●●外 15 筆、地目、田・畑、面積 100,688 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 30 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(6 線東)、地番、●●●●外 8 筆、地目、田・畑、面積 54,099 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 31 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、中士別町(4 線西)、地番、●●●●外 3 筆、地目、田、面積 20,316 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、換地地区に係る農地の利用集積のためであります。

番号 32 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上士別町(17 線南)、地番、●●●●●外 17 筆、地目、田・畑、面積 94,855 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、近隣地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 33 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(33・35・36・37 線西)、地番、●●●●外 50 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 288,062 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 34 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(35・36・37 線西)、地番、●●●●外 46 筆、地目、田・畑・用悪水路、面積 212,495.79 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 35 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、多寄町(36 線西)、地番、●●●●、地目、田、面積 463 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 36 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 7 筆、地目、田・畑、面積 66,823 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円、畑●●円で●●円、理由については、隣接地を借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 37 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町南朝日、地番、●●●●外 2 筆、地目、田、面積 25,046 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、借り受けて経営規模の拡大を図るためであります。

番号 38 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、東 3 条 18 丁目、地番、●●●●外

1 筆、地目、田、面積 19,949 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 39 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南町東 4 区、地番、●●●●外 8 筆、地目、畑、面積 45,083 m<sup>2</sup>、賃貸料、使用貸借のため無償、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 40 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、南土別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 49,590 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 41 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西土別町、地番、●●●●外 9 筆、地目、畑、面積 14,635 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 42 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、西土別町、地番、●●●●外 8 筆、地目、畑、面積 68,524 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 43 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、温根別町、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 60,812 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 44 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、上土別町(17・18 線南)、地番、●●●●外 8 筆、地目、田、面積 73,478.04 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 45 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町茂志利、地番、●●●●外 1 筆、地目、畑、面積 23,300 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、畑●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。

番号 46 番、貸人、●●●●、借人、●●●●、所在、朝日町登和里、地番、●●●●外 13 筆、地目、田、面積 44,413 m<sup>2</sup>、賃貸料、反当り、田●●円で●●円、理由については、再度借り受けて経営基盤の安定を図るためであります。”

以上、45 件の計画については、農業経営基盤強化促進法 第 18 条第 3 項 第 1 号に規定する、土別市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合し、利用権設定等促進事業の要件を満たしています。

以上で 説明を終わります。

●議長（保科隆志君） 質疑に入ります。ご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

●議長（保科隆志君） ご発言がないようですので、本案については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（保科隆志君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

- 
- 議長（保科隆志君） 以上で、本会議に付議されました、全ての案件の審議を終了いたしました。

第12回総会は、これもちまして閉会いたします。

（午後2時00分 閉会）